

会 議 録 目 次

平成 2 1 年第 5 回海田町議会 6 月定例会（第 2 日目）

平成 2 1 年 6 月 4 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	4
日程第 2	第 24 号議案	工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）……………	3 0
日程第 3	第 25 号議案	町道の路線の認定について……………	3 2
日程第 4	第 26 号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について…	3 4
日程第 5	第 27 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 8
日程第 6	第 28 号議案	平成 21 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）…………	4 4
日程第 7	第 29 号議案	平成 21 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	5 2
日程第 8	第 30 号議案	平成 21 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	5 3
日程第 9	第 31 号議案	平成 21 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	5 5
日程第 10	第 32 号議案	平成 21 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）…	5 6
日程第 11	発議第 9 号	地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書案について……………	5 7
日程第 12	発議第 10 号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書案について……………	5 7
日程第 13	発議第 11 号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案について……………	5 7
	（閉 会）	……………	6 0

平成21年第5回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成21年6月4日（木）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 6月4日（木）9時00分宣告（第2日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	木 原 晴 彦
建 設 課	長	久保田 誠 司
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次 長		青 木 基 秀
参 事		新 浜 憲 治
水 道 課	長	市 川 英 士
収 税 対 策 室	長	宍 戸 篤
町 民 サ ー ビ ス 室	長	奥 谷 正 則
環 境 セ ン タ ー 所 長		百 本 哲 郎

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任 主 事	中 村 修 介

10. 議 事 日 程

日程第1 一般質問

日程第２ 第24号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）

日程第3 第25号議案 町道の路線の認定について

日程第4 第26号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第27号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第28号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第7 第29号議案 平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 第30号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 第31号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 第32号議案 平成21年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 発議第9号 地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書案について

日程第12 発議第10号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書案について

日程第13 発議第11号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案について

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。循環バスについてということで出しておりますが、これは昨日佐中議員、そして桑原議員からも出ておりますので、かいつまんで伺いいたします。まず、2月の予算委員会でも申し上げましたが、ちょっと小型のやつにしないかということで、検討するという答弁をいただいております。その検討、これがいつごろまでにできるのかということで巡回バスについてのお尋ねは終わりたいと思います。

次に、国信二丁目自治会との約束ということでお尋ねいたします。

現環境センターといいますか、今の国信二丁目地内の住民との約束で、毎年一、二度、この地区住民と町長が対話を持つとの約束がありますが、履行の状況等はどのようなになっているのか、まずお尋ねいたします。

この地区住民は過去、焼却場のダイオキシン、あるいはまたいろいろ機械の低周波、そういう問題に随分悩まされてきたと聞いております。また、今もその低周波音等が気になるという声もあります。そこで、現プレス機の設置の土地、これは借地であると聞きますが、借地の契約期間が切れていたこともあったということではありますが、現在この土地の借地料はどれぐらいなのか。

また、このプレス機は性能も悪く、古くなっておるということで、旧焼却場の跡地に建替えてはどうか、こういうことであります。これについて町長の考えを尋ねます。

また、ダイオキシン問題もありましたが、相当年月もたっており、ダイオキシンそのものが消滅しておるのではないか、あるいはまたそういう有害物が薄くなっておるのではないかというふうにも考えられます。また、近代、いろいろ建設・解体工事の技術も上がっており、そういう有害物の飛散もないと聞きます。解体技術が相当上がっておるようではありますが、これについて町長はどのように考えておられるか、お尋ねするものです。

次に、税金等のコンビニ収納についてのお尋ねであります。コンビニ収納を行って、コンビニ等に払う経費が銀行等に払う経費と比べて大分高いと聞きます。そこで、コンビニ収納を行ってからの収納率は過去に比べて上がっているのか、その差異はどれぐらいなのか、また、手数料だけが伸びて収納額が低下しているのではないか、さらに報奨金制度の廃止によって収納率が下がったのではないか、その関係をお尋ねいたします。

次に、学校警備、最後の質問であります。昨日佐中議員の緊急質問でも出ておりますが、先の全員協議会または総務文教委員会において、4月中旬ごろ、4度にわたる海

田中学校への生徒の夜間侵入があつて盗難事件が発生しておるということでもあります。その都度、かぎの管理の徹底を図るとか、警備業者に対する指導を行うとか、職員・教員等に十分な指導をするとか、いろいろ弁解をされておりますが、昨日も町長の行政報告で、5月30日もまた不審者の侵入があり、しかも警備員室の前で爆竹を鳴らして逃走したということでもあります。このことに対し佐中議員が緊急質問しました。今申し上げましたとおりです。ただ、学校に来ている、寝ているだけの警備員に賃金を払っているのではないか。昨日佐中議員が言ったとおりであります。かぎの管理は現在どのように指導しておるのか、まず尋ねます。

私も不特定の投書により、学校警備にいろいろ問題があるのではないかとということで、これも過去この2月の予算委員会においてされておりますが、そのときの答弁では何らの問題もないということの返答でありました。しかし、5月22日、総務文教委員会において、平成10年、そして16年、これまた海田中学において盗難事件があつたということでもあります。いつも申し上げるのでありますが、その場限りの弁解というか、言い訳に終始しておるのが現状であります。その結果がこのように何度も不審者の侵入を招いているのではないか、このように考えます。この種の事件が発生するというのは、今申し上げましたその場限りの答弁に終始するためではないか、このように考えます。ましてや、このたびの4月の事件に対しては警備員がマスターキーを盗まれた。ましてやそれに4日も5日も気がつかなかつたというんですから、これは警備と聞いてあきれるばかりであります。警備契約書に基づく警備が適切に行われておるのかということを探ねます。

そして最後に、この警備業者に対してどのような処遇をするのか。今先ほども申し上げましたが、警備とは名ばかりであつて、全くずさんな警備を行う会社に対して何らかの措置が必要であろうかと、このように考えますが、どのように取り扱われるかお尋ねして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、前田議員の質問に対して、1点目から3点目までは私から、4点目につきましては教育委員会から答弁させていただきます。

まず、循環バスのことについての質問でございますが、昨日の佐中議員、桑原議員にお答えしたとおり、中国運輸局の支援メニューで実施するプロジェクトの調査結果を待

って、再度検討することを考えております。先ほどの前田議員の質問の中で、いつごろそれをするのかということでございますが、これは中国運輸局の支援メニュー、それをあわせて検討して7月以降になるというふうに考えております。

続きまして、国信二丁目自治会との約束等についての質問でございますが、1点目につきましては、以前中断していた時期もありますが、平成17年度からは年に1回実施しております。

2点目につきましては、年間126万円でございます。

3点目につきましては、跡地利用計画を策定する中で検討してまいります。

次に、ダイオキシンにつきましては、平成14年に濃度測定を実施しておりますが、短期間で消滅することはありませんので、焼却炉内には残留していると思われ、流出しないよう保全に努めてまいっているところでございます。

続きまして、税金等コンビニ経由の収納についての質問でございますが、コンビニの収納につきましては平成18年度から開始しております。町税全般の収納率は平成17年度が94.20%、平成19年度が95.04%となっております。

次に、経費と収納額の差異についてでございますが、町税、国民健康保険税を含んで、平成18年度のコンビニ収納による納付額は7,084万1,600円、手数料は36万7,045円でございます。平成19年度は、納付額が1億4,208万7,500円、手数料は48万7,277円となっております。平成18年度と平成19年度を比べてみますと、納付額で7,124万5,900円、手数料で4万3,784円増えており、手数料だけが増大しているとは考えておりません。効果があったものと思っております。

次に、前納報奨金制度の廃止は平成17年度から行っています。平成16年度収納率は94.12%で、平成17年度収納率は94.20%で、前年度を上回っており、収納率への影響はさほどなかったと考えております。

それでは、4点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）学校警備についてお答えします。

その前に、まず初めに、中学校で盗難事件が発生し、皆様方にご心配をおかけしましたこと、また、今なおおかけしておりますことにつきまして、学校を指導管理する教育委員会といたしまして大変申し訳なく、深くおわび申し上げます。

1 点目のかぎの管理についてでございますが、このたびの事件を教訓に、全教職員に対して保管の徹底を図るよう指導するとともに、警備業者に対しても強く申し入れ、再発防止に努めているところでございます。

次に、2 点目、3 点目でございますが、この事件は現在、警察署により調査が続いておりますので、事件の全容が明らかになった段階で判断をしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）これは町長に再質問ですが、昨日も桑原議員からも出ておりましたが、15 人乗りぐらいのバスにすれば、これは過去に私も何回かそういうことで申し上げておりますが、15 人乗りバス 2 台で、予備車 10 人乗りぐらいの 1 台、合計 3 台でも 1,000 万円でお釣りが来るんだということで、やったらどうかという質問を何回かしておりますが、そのたびに答弁が返っておるのが、現バスが大きいから入れないんだと。三迫二丁目、三丁目、あるいは国信の二丁目。そういうことで、実際に現在のいわゆる路線バスに、200 メートル、ましてや 300 メートル歩いてバスに乗れないところがどこにあるのかと。あるとしたら、今言いました三迫の二丁目、三丁目、そして国信の二丁目だけなんですね。そこで、今言いたいのは、昨日出た 15 人乗りぐらいのバスにしたらどうかということで、これは過去にも言うておりましたが、引き続き巡回バスを走らせるならば 1,000 万円は安いじゃないか、やめるのなら 100 万円でも高いじゃないかというふうに言うておりましたが、私は全くそのとおりの考えは変わっておらんのですが、即 15 人乗りぐらいのバスにしたらどうか。これも過去の答弁では、1 便平均が 17 名なんだと、随分くだらん答弁に終始されておるわけですが、始発からというか、出発点からずっと 17 名が乗っておるんじゃないじゃないかということで、これもやかましゅう言うてきましたが、頑として聞き入れておられません、昨日は大分その方向で変わっておるんですね。陸運局云々という問題もあるのかどうか、私にはわかりませんが、それはルートの変更とかそういうことであるのであろうと思うわけですが、たちまち現在の車を 15 人乗り程度のものに変えるんだったら簡単に決着がつくんじゃないかというか、話し合いができるんじゃないか、こういうふうに思うわけです。その辺の考え方。要するに、急ぎやって、昨日も出ておりましたが、同じ税金を取りながら不公平に扱うのか、こういうことで、これも私も過去に言うておりますが、頑としてそういうルートの見直し、変更をされておらんわけですね。車種の変更、だから、これはどうかなという、急ぎ 15 人ぐらいに変える考え

はないかどうかというのを最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに以前からそういうご指摘も何回かいただいておりますが、今までの中国運輸局とかそういう形の補助事業で始まった今回のバス路線の問題も含めて、今回検討の余地があるということで改めてやるわけですが、そこらを含めて中国運輸局とか海田警察とか、各そういう路線関係の調整もしなくちゃいけないということが大きな課題になると思いますので、そこらを含めて一緒に検討してみたい、こういうふうに思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度繰り返しますが、何か警察の話によると右折が危ないからということだったね。そういうことだったら、バスの路線には右折ラインは設けられんということになるんですね。だから、何か答弁の次元が低いような気がするんです。バス路線、県下でもいいし、この近くでもいいんですが、いろいろ見渡したときに、右折で通られておるラインはないのかということになるわけです。今の町長もずっとあるんですが、警察の何かを聞かにゃならんとかね。私はその辺が非常にくだらん答弁のような気がするし、本当に住民サービスをやろうとするならば、もっと強力というか、頑としてやっぱりそこらをお願いせんと、中途半端なお願いではだめなんじゃないかと思うんです。そこらを含めて検討というか、右折で回れんというのは過去にも聞いておるんですけれども、どうもそこらが納得できんですが、あわせてこれを検討してもらいたい。これは要望でしておきます。7月ごろにルートを含めた変更をするということですから。

あわせて、昨日佐中議員からも出ておりますが、同趣旨ですが、緊急雇用対策資金ですか、何かそういうものでやると、町の持ち出しをなくしてそういう調査、路線変更とか、検討の仕事ができる、こういうふうな質問が出ておりましたので、そこらの答弁が返っていないようですが、もしあれでしたら答弁をお願いしたいということです。

次に、ダイオキシンの話で、国信のプレス機といいますか、資源ごみのところの低周波音が相当あるということで、静かになればなるほど気になると。今、町長が言いました、ダイオキシンはまだ相当残っておると。その辺については調査云々ということは私は言おうとは思わんですが、先ほども言いましたように、今、解体の技術が相当上がって、そういう有害物の飛散を抑える技術ができておるということで、120何万円の年間土地の使用料を払うことを考えると、それを返してでも町有地で対応した方が実際には

そういう税金の節減といいますか、そこらになるんじゃないかと。その辺の考え方を聞いておきます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ダイオキシンの問題も非常にこれは世界的、また国内でも大変大きな課題でございます。当時ダイオキシンの問題で、海田町の環境センターの焼却炉の解体で推定約4億円ぐらにかかるんじゃないかというふうな試算をいただいております。その金を今、経済状況とか町の財政状況からいったら、とても4億円の金も出せない。その点について多少補助があるということも聞いておったわけですが、現在実際にそれをやっていないというのが現状でございますが、その件につきましても今そういう、前田議員ご指摘のような、方法的に、仕事のいろんないい方法があつて、安くできるということもあるというご指摘でございますので、その点も十分調査・研究をしてみたい、こういうふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）その解体について旧焼却炉、私が聞いた範囲では1億5,000万くらいあったら十分できると。十分できるということですから、もっと安くできるんじゃないかとも思うわけですが、そこらも含めて検討するということでございますので、お願いしておきます。

次に、学校警備ということで、これも教育長、はっきり言うてあなたは本当に大変だろうと。どこやらよそへ行つてこういう話をしたら、それはベートーベンだろうということだね。仕方ない、そういう地位につかれたんじゃないから。その辺のことで非常にわかりにくいと思いますが。ベートーベンはどうでもいいんですが。今のかぎの管理、先ほど来も繰り返し言うておりますが、徹底を図るとか云々ということ言うておられますが、過去私はこれを言いましたけれども、古くは図書館でそういう事件が発生しておる。それから、東小学校で、これも言いました。そのとおりです。そのたびに、前回も次長、文書でもろうておるように、その場限りの答弁で、管理の徹底を図るとか、業者に強く指導をすとかね。でありながら、警備員がマスターキーをとられて4日も5日も気がついていないというか、気がついておったのを隠しておったのか、その辺のことについてどのように認識しておるのか。マスターキーをとられた、即刻通知といいますか、教育委員会に対してマスターキーがなくなったというのが即その日のうちに入ってもいいはずなんです、どうも聞くところによると、すぐ教育委員会に連絡はなかったと。あ

なたたちはこれに対してどのように考えておるのか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）一番最初に事件が起こったのは4月16日朝に発覚したわけですが、すぐ私どもに学校長から、マスターキー等が盗まれたということは報告を受けております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）報告はそういうことで受けておるかどうかわからんが、そういうことで警備会社が2名体制をしいたとか3名体制をしいたという説明を受けておりますが、なおかつ続けて入られておるといふんですね。これもそういうことで、3名にしても10名にしても、一団になってそこで寝ておるようでは何にもならんのです。本気でこういう事件が発生しないような対応をしようと。警備というものの、そういうものから考えれば、徹夜でも、寝ずの番をしてでも用をする。いわゆるそういう公共施設といいますか、自分たちが頼まれた、任されたものを管理しようと思えば、徹夜してでもやるのが業者の責任ではないか、こういうふうに思うわけですが、その辺の考え方をなたたちはどのように持っておられるのか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）1回目の事件を踏まえまして、当然学校には財産管理にかかわって基礎的ないわゆる保全を要請するとともに、警備会社に対しましても当然かぎの施錠管理等を含めた仕様どおり、定めておる内容についての遵守を求めたところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）仕様どおりの遵守を求めたということで、かぎが、今回も5月30日の件ですか、その説明を聞くと、これは私にも言うたんですが、寝る前は全部点検して施錠して寝ましたと言うだろうと思うんです。しかし、不思議なんですね。今回ガラスを割られたわけでもないし、どこからかわからんけれども侵入しておるんですね。昔の忍者じゃないんですよ。どこから入るのか。そうすると、どこかに施錠忘れがあったというふうに考えるのが普通だろうと思うんです。そして、逃走したと思われる箇所の開錠が認められたと。こういうことなんですね。一般的には大体入ったところから出るのが間違いない、手っ取り早いんですね。かぎがあいておるといふことは本人も、侵入者も確認しておるわけですね。だから、おのずから入ったところへ向いて逃げるのがこれは当たり前だろうと思うんです。私もその立場だったら多分そのようにすると思うんです。だから、警備会社が、今言うた、施錠して仮眠に入りましたと。仮眠じゃなしに本気で

寝よったんじゃないだろうね。これをそのままあなたたちはうのみにするのか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）ただいまの件につきましては、報告につきましては当然報告として受けております。どこから入ったか、どういう経路だったかについては、昨日も申し上げましたように、警察で捜査中でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほどの教育長の答弁でもそういうことですが、警察が捜査中ですので言われませんと。これは一種の、はっきり言うて逃げ道なんですね。あなたたちが本当にそういうことで、二度とこういうことが起こらんようにやろうというふうな考えがあるとするならば、次長、あなたたちも警備員と一緒に泊まり込んでも不思議はないわけなんです。警察に届けたというのは単なるあなたたちの責任逃れをやった、私にはこのようにしか理解できない。なぜなら、1つの例として、今回4月27日とかに校長さんが全校生徒を集めて、こういう事件があったと言うたら、28日になって3名の生徒がみずから名乗り出た、いわゆる自首したということですね。これは反省の念がある、こういうことで私は考えるんですがね。そうして届けというか、名乗って出たものをそれから後に警察に届けたと、どうもこういうふう聞こえるんです。今言いました、あなたたちの責任逃れ以外の何物でもない、こういうふうに言うわけです。本気で責任をとる気があるというか。再発防止に力を入れるなら、今言うような、教育長みずからとまでは言わんにしても、次長あるいはそこらの職員も含めてそれぐらいの張り込みをやる気構えが必要なんじゃないか。どうなんですか、そこらの認識は。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今の指導にかかわって、昨日も学校長と教頭と、この本会議が済みまして後、具体的な今後の管理のあり方を含めて話をさせていただきました。その中の具体例を2点ほど話をさせていただけたらというふうに思います。1点は、今回起こっておることについてまず危機感、緊張感を持ってお互いやろうと。そのことについて地公法第32条をどう考えるか。校長さんが職員に言うこと、教頭さんが職員に言うことは、これは職務命令ですと。まず自分たちがそこをなくしていこうと。先生方と一緒にやってそれをやろうと。そのことを教育委員会もしっかりサポートしていくというような話を1点しております。もう1点は、先ほど来、学校施設というのは、これは町から、また国の補助もいただきながらつくられたものでございます。これがもしも火事

でも起こったら大変なことになるということで、学校における防火管理者はだれだと。教頭さん、あなたですよということの話をしながら、帰りのときの外からの戸締まりもまず徹底管理をしていただきたい。そして、朝もその徹底管理をまず学校側から自主管理を徹底的にやろうというような、2点についてまず話をし、そして今回のことについて言えば、生徒がかかわっておるわけですがけれども、これは夜間徘徊ということに皆つながっておる状況がございます。そのことを受けて、この現実を受けてやはり教職員、また我々も含めて、ここら辺の生徒の徘徊をなくしていこう、夜間の徘徊を許さないというような立場でまず再発防止に努めようというようなことで話を進めております。また、さらなる具体をしながら、起こってはならないことですので、できたらこういうことをきちっとやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）相当力を入れられておるわけですが、今のような、先ほども言いましたような、警備会社がマスターキーをとられた。それをとった子どもというか、そのことによって逆に言えば出来心が起きたんじゃないか。自首して出るぐらいのまじめな生徒。私はまじめな生徒だろうと思うんです。そういう子どもにちょっと出来心を起こさせたというのは、これは警備会社の責任であって、逆に言えば、生徒の方が被害者だ。これをずっと今度は警察に調べられて、どのような形で調べられたか、怒られたかはわかりませんが、このことが一生涯子どもの荷物といいますか、心の傷、負担になってずっと残っていくわけですね。だから、悪いのは警備会社なんです。子どもにそういうことを起こさせたと。私はこのような考え方も持つわけです。だから、先ほどの答弁ではありませんでしたが、警備会社に対する処遇はどうするのかという答弁が返っていないんです、最初の。今の教育長の答弁だと、建物は公のものであって、火災等、大切にせにやならんと。これはこの間も東京でも大変な事件が起きておる。一般的に泥棒はそういうふうに最後に証拠隠滅を図る意味からおいて放火をして帰るというのが、大体大きな事件は皆そのように過去になっておるんです。だから、それはそうかもわからんけれども、今言うように、警備会社に何の、そういうふうに教頭さんを含めてやると警備会社が要らんようになるんです。全く内部で施設管理者がちゃんとやるというなら、今は単なる施設管理者、言いかえれば、あなたたちがやらにやならんことを、悪い言葉を使うて言えば、横着して業者に任して荷物を単に肩からおろしただけのことだ。要するにほかの人にそういう委託料という名のもとに税金を使うて荷物を運ばせておるだけじゃないか

と、このように私は思うわけです。だから、本当に今のようなことが徹底されるのなら警備会社は要らんのじゃないか。

ついでに2つ言います。今約2カ月ほど今年度の委託が終了したということで、6分の1。あと6分の5ほど、まだそういう委託料が残っておるんですね。何ぼで委託したかは私も覚えておりませんが。即刻その費用の中で、少なくとも1階の廊下に機械警備を即つけたら、今ごろのカメラは20メートル、30メートルぐらいはずっと自動センサーが働くわけです。この辺の考え方、要するに警備会社に対するペナルティー。何にもせなでそのまま委託料をただのんべんだらりと払うておくだけじゃ能がない。だから、それぐらいのことをやってもいいんじゃないか。恐らくそういう生徒にしても不審者にしてもまず考えられるのは、2階あるいは3階から入ることはないと思います。教室の窓から入ったとしても、次の部屋に行くのには廊下を通る。私はこのように考えるんですがね。だから、そういう何かセンサー、機械。警備員室の前で爆竹をならされて気がつかんで、煙が入ってきてようやく気がついた。こんなようなことでどうもね。ちょっと聞き方がおかしいのかもわからんけれども、その辺についての考えはどうなのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）契約内容のことですので、私からご答弁させていただきます。確かに当初、教育委員会ではその事象関係についてどちらかという検討をされておりましたが、契約が正当に履行されているか否か、契約内容に問題がなかったかということは、庁舎管理全般を担当する町長部局で調査する方が妥当だろうということで、現在私の方で取りまとめをしております。確かに4月に発生してからそういうのに着手するのが遅かったのではないかとと言われる部分については申し訳なく思いますけれども、早急にそういったところについて考え方を取りまとめまして、またいずれの場合でご報告させていただきたいと思います。現時点では、推論では確かに、例えば仕様どおりにできていなかった部分があるのではないかと疑われる部分はございますが、何分にも契約行為でございますから、その点についてきっちりと把握した上で速やかに、おっしゃられた今後の警備体制をどうするかというところも含めて検討したいと思っておりますので、この点につきましてはいましばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）副町長はそういうことですが、考えてみなさいや。4月が4回ですか。

わずか5日ほどの間に4回続けて入っておるんですね。ちょっと日にちがずれておるか

もわかりませんが、それはそれとして、4回ほど続いたと。その中の1つには、わからんけれども、窓かどこかのかぎをあけて帰った。子どもが帰る前にあけて帰っていると。それで、仕様書に基づいてどうなっておるのかわからないけれども、検討中であるというので、施錠管理・点検というのは全く契約書に基づいていないんじゃないかと、私はこのように考えるんです。一般的に考えて、学校の先生は7時ごろ、19時、20時ごろにはまだいろんな仕事があるので、全員帰られるということはないと思います。警備は一応17時からということですから、最終巡回が何時になっておるのか、21時になっておるのか、19時になっておるのかわかりませんが、当然そこに生徒あるいは教職員が残っておるとするならば、帰られてから最後の点検をするのが警備としては常識だろうと思うんです。今の副町長の話を知ると、そうじゃなくして仕様書に基づくそういうものが推論であると、こうなんだ。生徒が帰るときにここから入ろうと思ってかぎをあけて帰っていった。その時間が例えば19時30分だと。最終巡回が19時ですよ、こう言うたんですね。それで全責任が逃れられるのか、警備としてそれが真つ当なのかどうか、ちょっと理解に苦しむ。その辺についての考えは副町長はどう思っておるか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私が確認している限りでは、巡回は今おっしゃられたように、19時とかそういうのではなく、夜間を通じて短時間置きに行うというような仕様になっております。ですから、そういった仕様どおりの巡回がされているや否やとか、そういったような部分については、確かに侵入という事案が起こっておるわけですから、仕様どおりのことが行われていなかったかというところも、おっしゃられるとおり、先ほど言いました推論ではあり得るわけですが、その点については確実に確認いたしませんと、特に議員がおっしゃるペナルティー、これは指名除外とか契約解除とかそういうことが該当すると思いますけれども、そういうことを行うためには、事象だけとらえて、侵入があったのだから契約が行われていなかったのではないかということでは契約解除とかそういうところまで至りませんので、そこについては厳密な調査をした上で判断をしたいと。もう一度申し上げますけれども、確かに4月に事象が起きておりながら、まだこの段階でこういうご答弁をするのが遅いと言われるところについては大変申し訳なく思いますけれども、いましばらくお時間をいただきたいというのを繰り返して答弁とさせていただきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）最後にするけれども、推論だというのが気に入らんわけやね。現実に窓から入ったというところまでわかっておるわけですから。それで窓のガラスを割られて入ったとか、何カ所もそういうのがあるというなら話は別ですよ。1回や2回はあるかもわからんが、4回も5回もやられておるんですね。5回ともガラスを割られて入ったというなら私はそれほど言わないですよ。それをまだ推論だとか、契約書どおりに履行されておるんだと。それは通らんと思うんです。だから、そこらを含めて、もっと誠意ある答弁をせにやいかんと私は思うんです。そんなもの、推論の域を出ませんとか、それは次元が低い。そういうぐらいの考えだからなこういう種の事件は防げない。だから、先ほど言いましたが、教育長、すばらしい言葉だと思いますが、そこらの担当がおるわけだから、それだけの責任を持ってやるべきだと私は思うんです。どうもそこらが中途半端で、推論の域を出んとか、まだ仕様書に基づいてどうじゃらと。とろくさいわ、副町長、そんなことじゃ。それじゃ事件は防げない。だから、そういうことになる。と次から次へとまた、善良なとまでは言わないにしても、今注意すれば立ち直れる生徒をだんだん悪い方に誘導していくようなことになる。私はそのように思う。そこらの考えを含めて尋ねて、そういうものを事前に防ぐことをあんたらはどのように考えるのか。ちょっとでも曲がりかけておる生徒をいち早く立て直してやらにゃならん。それにマスターキーを預けて、今ごろマスターキーであろうと、そんなものはどこかそこらのホームセンターへ行ったら300円か500円出したら何ぼでも複製品をつくれるわけです。それで、いつかもある議員から言うたら、こんなかぎがなくなるなんていうのはざらほどそういう事故はありますよと。ある子どもに至ってはチャラチャラという音がするほどかぎを持って歩いておるんだと。そんなようなことを言っていたらね。やっぱりもっと真剣にやるべきだと、こういうことなんだ。そこらの考えを聞いて、推論で通すのかを聞いて終わりますが、どうなんですか、そこは。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）近い将来には推論でないご答弁ができるようにいたしますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（久留島）9番、渡辺議員。

○9番（渡辺）9番、渡辺です。2点について質問いたします。

まず1点目に、ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入について。介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動

を推進する事業を行うことが可能となり、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する介護支援ボランティア制度の取り組みが市町村に広がっております。具体的には、介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付し、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながる。また、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進にもつながり、介護予防にも役立ちます。本町でも導入をご検討されるお考えはありませんか。

2点目に、災害対応型自動販売機設置について。いつ起きるかわからない災害時の備えとして、無料で飲料水を提供する災害対応型自販機を、大牟田市などでは公民館や避難所に設置が進められています。この自販機は、災害が起きた際に災害情報などが表示できるメッセージボードが搭載されていることと、断水時には飲料水を無料で手に入れることが特徴となっております。平時には一般の自販機と同じ機能で運転し、不審者メールなどの表示も可能となっております。本町においても設置されるお考えはないでしょうか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に答弁をいたします。

まず、ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入についての質問でございますが、この制度は、65歳以上の元気な高齢者にボランティア活動に参加していただき、実績により付与されるポイントが保険料の支払い等に充てることができるというものです。しかし、保険料については被保険者すべての方が健康状態にかかわらず公平に負担いただくことが根幹となっており、健康状態によるボランティアの参加制限により、保険料の軽減が可能となる方と、できない方の不公平が生ずることが考えられます。また、介護業務はヘルパーなど資格を持った専門職が公的介護という責任のもとに携わっており、一般の方の参加は慎重な対応が必要であると思っております。こうしたことから、現段階では制度の導入は考えておりませんが、今後、先進地の取り組み状況については研究をしてまいりたいと思っております。

続きまして、災害対応型自動販売機設置についての質問でございますが、本町といたしましては、災害時の備蓄の確保及び防災情報の周知を図る上で有効な手段と考えておりますが、無償提供される飲料水の代金は原則町費で補てんする必要があることや、設置主体が企業等であるため採算の見込みがない場所には設置困難であることなど、課題

があります。今後、課題を整理し、設置についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）再質問させていただきます。まず、介護ボランティアについてでございますが、今後研究して検討してみるといふご答弁でしたけれども、この介護支援ボランティア制度というのは、高齢者ボランティアの普及や、先ほど言われましたように元気な高齢者を増やすことにかかわりますし、高齢者自身の社会参加を通して介護予防に役立つとされておりまして、その結果として介護給付費の抑制が期待できます。そういうことから、1つのことによつて一石三鳥にもなる制度だと思いますので、しっかり研究をして、再度検討するようお考えいただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）これは、議員さんが言われるとおり、高齢者の方が家から出られて社会参加、地域貢献をされ、またご自身での介護予防にもなるということは十分期待はできると考えております。ただ、一方でボランティアというものの公共性、自発性、無報酬という原則の中でポイント制、これは現金にかえ、保険料に反映できるというものでございますが、これがポイントを集めるということを動機とし、いわゆるボランティア精神が希薄になるのではないかという、当初からこれが指摘されておりました。そういう中で、現在導入されておる自治体の中でこういう課題がほかにもあると思いますが、整理されていっておるという中で、ここまだ二、三年そういう経緯を見守って、どういうふうに整理され、これが進展していくかということを見守った中で今後考えていければと考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）今後、各市町村ではかなり導入された市町村がございますので、しっかり検討していただきまして導入の方向に進めていただきたいと思ひます。

次に、災害対応型の自動販売機の設置についてでございますが、これにつきましても今、研究して将来的に検討していきますというご答弁でございましたけれども、やはり災害対策といいますか、これはこれ1つやってそれで大丈夫というものではないと思ひますから、いろいろな小さなことでも少しずつ対応を重ねていくといいますか、それは平時のときにそういうことに取り組んでいくことが非常に大事なことだと思ひております。そういうことで、この自販機は、先ほど説明しましたように、災害や防犯情報を、

自動販売機の前面にメッセージボードがありまして、そこから瞬時に伝達するほか、災害発生の際には給水が停止した場合に自販機内の商品を無料で提供する、飲料水の貯蓄機能を兼ねておるわけでございます。その辺につきましても有償でないということであるといえども、災害が起きたときにやはりこれは大事なことだと思います。平時におきましては、大牟田市では、調査しましたら不審者メールですか、こういったものも流しておられるようでございます。そういうことで、災害とか、あるいは防災に対しまして町民の安心・安全につながる1つの手だてではないかと思っております。これにつきましてももう少し研究を進めて、またどこかに設置するといえますか、そういうことも検討していただきたいと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）議員のご指摘のとおり、災害対応について非常に有効であるということも間違いのないと思います。県内でも確かに4市町で設置しているということも確認しております。今後こういったことを研究しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。2項目数点について質問いたします。

まず最初に、子育て支援についてです。

そのうち1、ヒブワクチン接種の公費助成について質問いたします。インフルエンザ菌b型に感染することにより細菌性髄膜炎などを発症するわけですが、特に抵抗力を持たない乳幼児が命の危険にさらされているのが現状でございます。世界保健機構、WHOは1988年に乳幼児へのヒブワクチンの定期接種を推奨する声明を発表しております。国内においては昨年12月からやっと任意接種ができるようになりましたが、現在この予防接種に公費助成をしている自治体が毎月と言っていいほど増えております。我が町でもこの公費助成制度の導入を検討されるお考えはありませんか。

次に、海田町児童クラブの実施時間について質問いたします。現在、海田町児童クラブ運営条例施行規則第5条、実施時間は「下校時から19時までとする。ただし、夏季休業日、冬季休業日、学年始業日、学年末休業日及び土曜日は9時から19時までとする」とありますが、働く女性の立場からしますと、9時からでは働く場が制約される場合があります。実施時間を早めてほしいとの要望を多く聞きます。実施時間を変更されるお考えはありませんか。これは先日、住吉議員からも質問が出ておりましたけれども、私の角

度で質問させていただきたいと思いますので、やはり答弁をお願いいたします。

次に、教育環境整備についてでございます。

ゆとり教育路線を修正した小・中学校の新しい学習指導要領が改正され、完全実施は2011年以降でございますが、この4月から先行実施されております。早く定着させないといけないという観点から、算数、数学、理科は早速本年度から授業時間や学ぶ内容を増やしておりますし、小学校では英語の授業を可能としております。そこで、具体的に質問をいたします。

2009年、本年度の各小・中学校のこの指導要領変更に対しての算数、数学、理科の器具の整備等はどのようになっておりますか。

具体的に本年度の各小・中学校における購入器具と予算はどのように配分されたでしょうか。

次に、今回の国の補正予算に明言されております地域活性化経済危機対策臨時交付金、これはもう既に県から提示額が来ていると思うんですけれども、今回はこの交付金の中の一部を質問させていただきますが、わかりやすい授業を実現させるために電子黒板を各小・中学校に設置する予算配分は考えておられますか。

次に、小・中学校の耐震化についてでございます。現在、耐震診断調査結果がI s 値0.3以下に対しましては本町では改修が進んでおりましたが、やはり今回の補正予算の中で地域活性化・公共投資臨時交付金の中におきまして国が対象をI s 値0.3以上から0.5に対しても耐震化を推進することとなりました。町立学校・施設の耐震診断調査結果は、昭和56年以前に建築された校舎・体育館は15棟ありました。そのうち0.3以上0.5以下は7棟となっておりますが、この7棟に対し耐震補強工事は、この補正予算を活用し、どのように計画し、実施されますか。

以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に対して、1点目は私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

まず、子育て支援についての質問でございますが、1点目のヒブワクチンの接種につきましては、6歳以下の子どもがかかる細菌性髄膜炎を予防するワクチンとして、昨年の12月に予防接種法に基づかない任意接種として開始されております。また、本年2月に厚生労働省において任意接種のもとで、その安全性の実績を確認し、定期接種化の是

非を検討するための研究班を立ち上げたと聞いております。本町といたしましては、乳幼児に広く公費で接種する定期予防接種としての位置づけが必要であると考えておりますので、現段階では町独自の公費助成制度の導入は考えておりません。

2点目の児童クラブの開所時間につきましては、住吉議員の質問に答弁したとおり、土曜日や長期休業期間について朝8時30分からとし、30分早めるよう検討したいと考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）続きまして、教育環境整備についてお答えします。

1点目の各小・中学校の新しい学習指導要領に対する理科実験器具の整備についてでございますが、小学校では平成23年度、中学校は24年度から新学習指導要領の完全実施になっております。小・中学校とも今年度より段階的に新しい教育内容が入ってきておりますので、必要になる理科実験器具についても段階的に整備してまいります。

2点目の移行措置に伴う本年度の予算措置でございますが、海田小学校では太陽集熱炉など5万7,000円、海田東小学校では振り子実験器など44万9,000円、海田西小学校では熱伝導比較実験器など33万2,000円、海田南小学校では電流の発熱実験器など26万5,000円でございます。また、海田中学校では密度比較用素材など28万円、海田西中学校ではポケットPH計など28万円でございます。

3点目の電子黒板の整備でございますが、現在、海田南小学校が平成19年度に1台整備をしております。他の学校につきましては、授業での活用方法等を考慮し、検討してまいります。

続きまして、小・中学校の耐震化についてでございますが、現在、耐震診断の結果でI s 値が0.3未満の校舎を最優先に取り組み、平成22年度には耐震補強工事が完了する見込みでございます。ご質問のI s 値が0.3から0.5の校舎の耐震化につきましては、今後、国の動向を見きわめながら町の財政状況を勘案して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、再質問いたします。まず、ヒブワクチン接種の件でございますが、もちろん任意接種であるということは十分承知しておりますし、今、国が調査をしてい

るということも承知しておりまして、先日我が党の代表以下、環境労働大臣に早く定期接種するようという申し込みをしたという報道があったわけですが、そのくらい、今回私が感染症の項目で質問を上げたのではなく子育て支援の観点から、せっかく誕生した子どもさんがこの髄膜炎にかかりますと亡くなる比率が多くありまして、治療されて生き延びられたといたしましても、障害が残る例が多々あります。この問題は現在まであまり報道されておりませんでしたので、日本では定着しておりませんが、世界では100カ国以上の国が定期接種をしておりまして、この導入国では細菌性髄膜炎はもはや過去の疾病だというぐらいにこのワクチン接種は有効性が高められておりますし、このワクチンが安全であるというのはもう専門家としても認められて、国も具体的に早急に検討している段階であります。東京都におきましては東京都自体が、公費助成をする自治体に対してはその自治体が助成をする半額は東京都で見てあげましょうということで、東京都におきましては、23区ありますけれども、もう5区、6区と増えていっているのが現状でございまして、それ以外にも全国で随分の自治体によってこの任意接種に対する公費助成が進んできている状況です。その中にあって、もちろん今の町長の答弁もわからないわけではございませんが、やはりこの広島県におきまして先進的にスタートしていくというのも子育てしやすいまちの1つの施策ではないかと思いますが、あくまでも国が定期接種を認めるまでは海田町におきまして公費助成は行われないうことに間違いはないのでしょうか。前倒し、任意接種のときでも実施をされるお考えはございませんか。改めて。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど町長が答弁いたしましたとおりでございますけれども、確かにこのヒブワクチンの有効性については非常に重要だという認識を持っております。しかしながら、現在国におきましてこのワクチンの定期接種化についていろいろ検討をされております。本来、世界においては、先ほどおっしゃいました130カ国以上の国において破傷風とかいろんなワクチンと混合でやっている状況もあると聞いております。そうした面からいきますと、本来これは国の責務として法定予防接種としての位置づけが最も重要かと思っています。そうしたことから、本町といたしましては国のいわゆる今研究されている治験等を確認しながら、国の動向をにらみながら、法定予防接種の位置づけを待って対応していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）そういたしますと、現在ではこの任意接種そのもの、有効であるということをご存じない保護者の方といいますか、今から出産をしようとしておられる方はご存じなくて、今そうやって障害を持っていられちゃうとかいろいろあるわけですけども、じゃ、町といたしまして、こういう髄膜炎を起こさないためにはヒブワクチンという、国で任意接種の予防接種がありますという広報活動、それを何らかの形でされるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）ヒブワクチンの周知につきましては、今、町内の医療機関でも3医療機関が予約制で行っておられます。供給量がなかなかまだ安定的に確保できていないという問題もあるということなんですが、医療機関とも連携いたしまして周知に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）周知に努められるというんじゃなくて海田の広報、保健所として何らかの形で、周知というのは、そこまでじゃなくても、こういう予防接種がありますと。あまりにもまだ一部の方しか知られていないという現状があると思いますので、広報をされるお考えをもう一度、済みません。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）町広報あるいはホームページ等へ掲載しまして、こういうワクチンがあるということについては周知していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）次に、児童クラブの開所時間の件でございますが、先ほど答弁で8時半からは開所時間を早めるというご答弁をいただきました。それはいつから施行なさるお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）時間を早めることにつきましては今年の夏休みからは実施したいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）先日の住吉議員の答弁の中で、8時半ではまだ、海田町からよそにお勤めになられる場合はもう少し早目の開所時間も必要ではないかという質問がございましたけれども、そのときの答弁で、人員配置で私は理解できるんですけども、今後ます

ますもっと早い時間の開所時間を要望する要望が多くなったときにどのように調査・研究をされてその実施に踏み込まれるか、8時半というところを続けていかれるお考えなのか、その辺の見解をお伺いします。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今後の対応につきましては、人員確保のことが一番大きな要因になるかと思いますが、保護者の意向、それから周辺の市町の動向などを勘案しながら総合的に判断したいと思います。最も大切なのは職員の確保でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、電子黒板の件でございますが、私は今回の教育委員会の環境整備の答弁はがっかりしているわけですが、国が動いて具体的な補正予算化されているのにもかかわらずああいった答弁しかできない教育委員会は私は問題があると思っております。この地域活性化経済危機対策臨時交付金、もう海田町に提示額が来ておりまして、具体的にその内容をどうしようかとされている中で、大きい項目で、こういうものに活用したらどうかという国の指針が出ている中の電子黒板の質問でございます。ましてや、南小学校に平成19年度に1台設置しているということでございましたが、確認いたしますと、すごく軽易なもので、今、国が言っている電子黒板2種類、ポータブルと正式なものと、正式なのは50万から60万、ポータブルは20万前後の機器と聞き及んでおりますけれども、それよりもっと軽易と私は聞いております。それでもってその事業内容の動向を見ながら設置と。じゃ、海田の児童・生徒は授業におくれ、学力が向上しないで現状のままでいいと思っていらっしゃるんですか。まずその点についてどのように考えられているか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）やはり海田町の子どもは海田町で育てるということを原則としております。当然子どもの学力が向上するということは願っておるわけでございますけれども、電子黒板につきましては教材の1つのツールでございます。電子黒板をそろえたから、じゃ、すべていいという、子どもの学力にすぐ直結するというものではなくて、教師側がどう使っていくかということであろうかと思っております。そういう観点から、海田南小学校は平成19年度に導入し、活用し、効果を上げておるところでございますけれども、他の学校につきましては他の方法を使って学習内容の具現化を図っております。そうした中で、現段階では、先般も校長とお話ししましたけれども、今の段階ではまだいい、し

かし、これから進んでいく中でそういった電子黒板が必要ならば、当然これは予算要求の中で何とかしていきたいというふうなお話をお伺いしております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今回のこの地域交付金は100%国庫補助とこの臨時交付金で導入できるわけです。じゃ、その機会は逸しても町単費の予算で今から導入すると。私は信じられません。今、教材という問題がございましたけれども、英語の授業に対しましてはどれだけ有効なのか。教材の問題がありますとおっしゃいましたけれども、英語教育に対しましてはソフトが開発されておりまして、発音から全部できるわけです。今からの子どもたちは視覚で物を覚える、反復授業で身につく。これで学力を向上させるという大きなメリットがあります。国際人に育てようとしている中で電子黒板は英語教育に随分有効であるということも、じゃ、調査・研究なされていないんですか。土堂小学校は2005年から導入し、今、全国レベルでトップクラスの学力。何を見てもトップ。あその学校だけは特別なんだ、我が学校は違うんだと。それは言い訳になりません。少なくとも教材に問題があるのであればですよ。私はこれも提案いたしますけれども、英語教育には絶対必要なものなんです。それでも今回の交付金では導入しないというお考えですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）英語教育のお話が出ましたので、英語教育にかかわってお話しさせていただきますけれども、現在、海田西小学校が県からの英語活動事業としての委託事業を受けております。それにかかわりまして今年度予算で、電子黒板までは行きませんが、従前の黒板に1つのツールをつければ電子黒板の機能を果たすということで、そういう工夫をしながら今年度はやって、その効果、成果を見きわめることとなっております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それでは遅いんです。この交付金に100%の予算がついてくるわけですよ。今の西小が指定校になっていて、それがポータブル電子黒板のことなんです、今おっしゃったことが。せっかく海田町におきましては単費の教育予算をたくさんっておりまして、先生方の研究のために交付金を出しております。本来であれば数年前からその交付金で調査・研究をされていても当然であるのに、私はどう考えても信じられなくて、実は、だから、正直言いますと、西小の指定校になっているから電子黒板で授業をしたいというのは早くから要望がございました。そうであるならば、広島県の先進校に、じ

や、教育長、教育次長は実際に視察に行かれたことがございますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）地域交付金について少し誤解がございますようなので、答弁させていただきます。地域交付金は確かに100%でございますが、この使途につきましては様々なメニューが出ております。この様々なメニューをすべて採用いたしますと、とても海田町に交付される金額を超えることになります。ですから、このたびの地域交付金をいかに使うかということにつきましては、昨日来答弁しておりますけれども、何に使うかという優先順位を考えながら再度ご提案させていただきたいと思っております。今おっしゃられましたような事業、100%つくというのは各省庁からいろいろなメニューが来ておりますけれども、例えば電子黒板を使えばほかのことはできなくなるというわけでございますので、少しその100%という意味が違うのではないかと思います。ご答弁させていただきました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）承知しております。海田町で1億交付がおりてくるということも知っておりますし、メニューもたくさんあることも承知しております。ですから、私はこの交付金の中で今回この電子黒板を提案させていただきますと言ったはずですよ。失礼ですよ。録音をちゃんと再生させていただければ、私はそう質問したはずですよ。どれだけのメニューがあるかは知っております。その中でも、それほど費用は要らなくて、児童・生徒のためには不可欠だから、ぜひこれはメニューに入れたらどうですかと今私は質問しているわけです。

先ほど視察に行かれましたかと次長にも教育長にもお尋ねしましたけれども、ないということは、ないんだと思います。これだけ県が指定校にして先進的な事業をし、全国でも本当にいろいろな学力が驚異に伸びている学校です。それを視察に行かなくて海田の教育をどのようになさろうとされているんでしょうか。今回の、20年度、昨年度の土堂小学校の各クラスの先生の反省と課題というところで、いかに電子黒板を使った授業が有効であったかというのが評価で出されております。やることが多いから、ほかに使うことがいいから、学校教育に対して予算計上しない。子育てしやすいまち、今から21世紀を担う子どもたちのために教育予算、本当に今まで海田町はたくさん入れていただいておりますけれども、もっと精査には慎重を期していただきたい。今もこの交付金の検討をされている中で、先ほど教育次長は各校長に聞いたら、まだ後でいいという答弁

と。それは海田の今の教育現場は時代におくれていると判断いたします。とんでもない答弁です。

話がちょっと移行しますけれども、今回の基金、緊急雇用創出事業基金、これは拡充でございますが、この中に、使ってもいいという名目の中に、教員、補助者によるICTを活用した教育の充実を図る事業で雇用創出をしてもいいですよというメニューがございます。じゃ、この問題に対して取り組まれるお考えはあるかないか。

○議長（久留島）西山議員、先ほどの先進校に視察に行かれたという質問の回答をいただいていないんですが、これはよろしいですか。西山議員。

○11番（西山）ですから、私は行かれていないと判断いたします。

○議長（久留島）教育委員会の方はよろしいですか、回答は。教育次長。

○教育次長（青木）土堂小学校をご紹介いただきましたが、電子黒板等を先進的に取り組んでおるところでの視察については実施しておりません。

また、今のICTの人的な措置でございますけれども、これにつきましては町としては特に予算措置はしておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ですから、この基金の問題は、国が県に基金を創設しなさいと。各自治体でいろいろなメニューがある中で申請をしてその基金を活用していきなさいという制度でございますけれども、その中にあって、現段階ではそれは要望されていないかもしれませんが、これは途中でも要望可能と私は聞いておりますので、今後町といたしましてそれを要望といいますか、雇用されるお考えはあるかないか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに今回の交付金の関係は非常に大きなメニューがございまして、町の行政を預かるものとしまして優先順位をいろいろ精査しながら各部門でいろいろ出していただいて、その中で優先順位を決めて、現場の声も聞いていただいたことを踏まえて実施をさせていただきたい、こういうふうに思っています。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの指導要領改定に伴う教材の充実予算、これは順次でございまして、先ほど言われました、2009年度に今までの授業数よりも増やして授業内容を進めるということに準じて、先ほどのご答弁にありました各小・中学校の予算化がされていると私は判断いたしました。この海田小学校だけが飛び抜けて予算計上低いわけでは

けれども、決して備品整備に対してここは全部備品がそろっていたと判断しにくいわけですが、この予算計上が低いというのはなぜかということをお尋ねします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）私も当初予算の段階でいわゆる移行措置にかかわる備品の一覧、これはモデルでございますが、各学校に示して、それに伴う予算措置をしていただきました。その中で海田小学校は今ご指摘のような内容でございましたけれども、本年度でございますが、この進めていく中でこれが足らなかったということがあれば、当然これは予算措置を考えてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、各学校が、指導要領を改定して授業数も増え、内容も増えたということで、この差ですね、小学校の。海田小学校、東小学校、西小、南小。南小は整備が随分進んでいるんじゃないかと思うんですけれども、そのときに学校長に対しておたくはこの予算計上額で大丈夫なんですかという問い合わせはされましたでしょうか、どうでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）予算措置の段階では当然同じ同一土俵の分については各学校を比較できますので、その問い合わせは各校長に確認をしております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）されたということは、もう備品がそろっていて、海田小学校は5万7,000円で、この前倒し事業に支障は来さないという判断をされたんだと思うんですが、そういたしますと、今の次長の答弁では、今後要るものができたら予算計上をしていくという答弁と整合性がないんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）これはあくまで予算段階でのお話でございました。そして、実際に中身をやっていく中でこういった備品が各必要であるというふうに学校長が判断したならば、これは学校長から私どもへ予算要求が出てくるということで先ほどご答弁を申し上げたところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）最後に、学校における耐震化の推進でございますけれども、今回確かに地域活性化・公共投資臨時交付金の概要といいますか、まだまだ自治体におりてきてい

ないのが現状とは思いますが、もう出されております中身の中の1つに、先ほど質問いたしましたI s値0.3以上0.5以下のものに対してちゃんとここで活用してもいいですよというのは明言されております。その中にありまして、海田町におきましては今年度、平成21年度ですね、投資的経費をあまり使っておりませんので、単独事業にいたしましても補助事業にいたしましても、投資的経費に対してそれはちゃんと手当てをして新たに違う事業をなさйтеという方針のもとでいきますと、海田町は随分厳しいと私は判断しているわけですが、その中のもう一方に、補正予算債をつけていいですよ、これで事業をしてもかまいませんよというのがありまして、この予算債は後に交付税で措置いたしますということまでは決まっております。海田町は本当に、四川省の地震があるまでは幾ら耐震化を発言いたしましても、財源がないから待ってください、待ってくださいということで、そのときに四川省の地震があり、国が補助を2分の1から3分の2にしたということで、この0.3以下の4校に対しては現在耐震改修が進んでいるわけですが、先ほど述べました昭和56年以前に建てられた建物の50棟の中であと7棟は、その中で特に海田中学校の北校舎と中校舎は0.31でございます。それでなくても、現地に行かせていただきましても、この海田中学校の建物は厳しいのではないかと、指摘は随分させてきていただいておりますけれども、海田東小学校の新館0.34、海田西小学校の本館0.32、体育館0.1。こう見てみますと、ぎりぎり0.5、0.4は2棟なんですね。そういたしますと、この予算債を活用してでも、どこまで可能なのかは私もそこまでは把握しておりませんが、できる限り予算債を活用してでも、国が2分の1は補助金、あとの2分の1をこの予算債で活用して耐震補強工事をした場合、当面は借金が増えたように見えますけれども、これも交付税でちゃんと措置をすると国が言っておりますので、このことに対して計画を出し、実施されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）発注のことにもかかわりますので、私から答弁をさせていただきます。

失礼のないように申し上げます。今回確かにこのメニューがございます。海田町にとっても導入すれば、今おっしゃられたような優位性は保てます。しかしながら、海田町の従前の計画では22年度にI s値0.3未満の校舎2棟、それから23年度に2棟という計画でおります。今回の補正予算ではすべてそれを本年度中に契約して来年度工事をするという条件がついております。そういたしますと、まずやはり0.3未満をこの制度に乗せて、もう一つ条件がついております、0.3未満については本年度契約して、来年度

工事が終了しなければ、それ以降もう見ないと。0.3以上につきましてはまだ違うんですけども、0.3未満についてはもう見ないという。逆にそれだけの促進がかかっておりまして、そのために、まず4つやれるかどうかということを検討いたしました。業界の方にもしておるわけですが、どうしても広島県内全体がおくれておりました結果、すべての県立学校、すべての市町の小・中学校が同時に今発注をかけておりますので、設計業者その他の能力という問題も出ております。それから、工事を進めていくためには仮校舎をどうするかというような部分も抱えております。おっしゃられましたとおり、4棟プラス7棟、11棟全部手を挙げましたら、確かに今年有利にできますが、とてもその処理能力が追いつかないと判断いたしまして、当面4校については、このたび繰越明許でご説明いたしました、本年度へ繰り越しました設計については契約期間を早めて納品、それから2校につきましては本年度予算の執行の中で早期執行という形で、何とか4校につきましては年度内に設計を終了し、工事の発注ができるというところまではいたしました。が、いかんせん、確かにおっしゃいますように取り組みがおくれておりましたので、数が多くて、その部分につきましては、おっしゃられるとおり、このたび全部やれば補助金と補正予算債で非常に優位になりますが、その点についてはとても数がこなし切れないというところでご判断いただきたいと思います。まずI s値が0.3未満の4つについて、乗りおくれることのないように、今年度内に発注できるよう頑張りたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それは当然のこととして、その0.3以下に対しては国庫補助が3分の2つく。今回の0.3以上0.5までは国庫補助は2分の1だけれども、予算債をしてもいいと。この問題は現在では単年度ということになっておりますけれども、数年度にまたがるのではないかという見解も出されておりますので、もしも来年、再来年度にわたってこの0.3から0.5に対して今の補正予算債に対して交付税を措置するというのが続くことになれば、そのときには積極的に手を挙げていかれるのか、それとも、もっと待ってください、もっとやらないといけないことがあるからこの問題はという判断をされるのか、どちらでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申し上げましたように、今回も非常に魅力的に感じましたが、処理能力の問題でというふうに申し上げました。町長答弁でもございましたが、来年度以

降もこういう事業が続くようでしたら、その有利性のかんがみて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（久留島）執行部に申し上げておきます。議員の質問に対する答弁は、内容を吟味の上で誠意を持って行うようお願いいたします。

これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどでございます。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、第24号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第24号議案、工事請負契約の締結について。幸町地内外において施工する瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第24号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書2ページ、第24号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事でございます。工事場所は海田町幸町地内外、請負金額は8,914万5,000円でございます。請負者は、株式会社河崎組代表取締役奥田耕一でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成22年3月30日まででございます。なお、入札結果につきましては資料1の「工事入札状況」をご参照ください。工事内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料2の「工事箇所図」をお願いいたします。この工事は浸水対策の一環として整備する中雨水幹線新設工事です。位置図に赤色で示しております区間、県道矢野海田線の海田中学校交差点地下歩道付近から東に向かって車道部分に延長で181.9メートル、幅1.4メートル、高さ1.4メートルのボックスカルバートを設置するものでございます。施工方法でございま

すが、施工性等を考慮して開削工法で施工いたします。ボックスカルバートの布設方法としましては、作業スペースが少なく済むこと、無振動・無騒音で、既存建物等々に工事影響が少なく作業できること、生活環境、交通障害等の影響を軽減できることを考慮しまして、リフトローラー工法という工法を採用し、工事を施工することとしております。この工事の施工に際しましては、通行車両及び交差点等に仮設道路を設け、歩行者及び通行車両等の安全対策を十分に行うとともに、沿線住民の理解と協力を得ながら、皆様にご迷惑をかけないように工事を進めてまいります。本工事が完了しますと、中雨水幹線の約90%が完了いたします。なお、図面中、青色で着色している箇所は施工済みで、既に供用開始しております。また、黄色で着色している箇所は次年度に工事をする予定としているところでございます。次ページに標準断面図を添付しておりますので、参考にしてください。簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）工事の入札状況を見て、落札者と2番目の方が8,490万と8,498万円、8万円だけしか違わんのですが、これはこの入札予定価格の何%で落札されたか、それをお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）約75%でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）約75%と言われるんじやが、細かい数字を。約じゃなしに、約をのけて何%かをお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）75.13%です。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）工事場所のことですが、ここの平面図を見せていただく限り、幸町地内外では間違いないと思うけれども、大方の部分が西浜じゃないかと思うんです。今度工事箇所を挙げられるときをお願いしておきたいんですけれども、西浜地内外じゃよくなかったですか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（野間）申し訳ございません。工事の箇所としたら大部分が西浜地区でござ

いますので、幸町も一部かかっておるんでございますが、西浜地区が大半のところを占めております。申し訳ございません。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第25号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第25号議案、町道の路線の認定について。町道315号線が都市計画事業の整備により延伸されたことに伴い、既に認定された部分を含め、町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）第25号議案、町道の路線の認定につきましてご説明いたします。資料3の「町道路線認定箇所図」の準備をお願いいたします。この道路は、都市計画法に基づく街路事業により本町で整備した道路であるため、道路法第8条第2項の規定により路線認定の議決をお願いするものでございます。今回の路線は、都市計画道路新開蟹原線として整備しております町道315号線でございます。起点は海田町南本町915番6地先、終点は今回工事が完了した海田町西浜2057番16地先でございます。

1ページの認定区間図をお開きください。都市計画道路新開蟹原線の路線認定状況を色分けでお示ししております。青色で示した区間は平成12年9月に路線認定した延長737メートルでございます。赤色で示した区間が今回議決をお願いする延伸区間でございます。次に、路線認定の内容についてご説明いたします。2ページをお開きください。道路の延長は363.5メートル、幅員は12メートルでございます。平成21年3月13日に工事が

完了したことに伴い、路線認定の終点をこれまでの大立町439番2地先から西浜2057番16地先に延伸いたします。3ページをお願いいたします。認定道路は、両側歩道の2車線道路でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）せっかく多額の金を使われてここまで来たんじゃから、私が言うのは、町長が先頭に立って、今、幸保育所のところまで芸陽バスがおるんです。あれを今の西浜町営住宅のところまで。せっかく広い道路ができたんじゃから。私も行ってみたら、芸陽バスの大型でも向きが変わるところはあるし。

（「一般質問だ」と呼ぶ者あり）

○12番（崎本）いいじゃないか、みんなのためになるんじゃけん。黙っておきなさい。そうじゃから、道路幅も広いし、待機場所もあるんじゃから、せっかく道路認定されたんじゃから、芸陽バスにお願いしてあそこまでやったら、町営住宅もあるし、あの近辺は今バイパスもバスが通らんようになったんじゃから、それじゃから、町長、ひとつ芸陽バスにお願いしてもらおうようにお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）道路の問題でございますので、これも警察の公安委員会の問題とか交通事情の実情を認定いただいた後に、芸陽バスの方に今度機会がありますので、またお願いしてみたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）標準断面図の両側歩道2.5メートル、道路幅員は7メートルということですが、これは何種何級に該当する道路になるのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）設計は4種2級で計画しております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）この新開蟹原線はまずは東広バイパスまで、もっと国道2号に行くわけですけども、あと少し東広バイパス部分を残して、本来であるならば東広まで延伸したときに認定を上げられても遅くはないと判断しているわけですけども、今回あと少しを残して認定を出されているということは、東広バイパスまでもう少し残っている区間は困難が予想されると判断された上での今回のこの認定を上げられたことでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）認定については従来海田町では一応道路の完成した時点、または完成見込みが確実な時点で、その部分は道路認定をして供用開始の手続きをしております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第25号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第26号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第26号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部を改正することに伴い、新たに住宅借入金等特別税額控除を創設するとともに、上場株式配当等の課税に関する制度改正などのため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）それでは、第26号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。条例の改正の内容を説明するに当たりまして、主な改正点が個人町民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う改正、上場株式等の配当及び譲渡益の個人町民税の課税に関する改正並びに土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設で、そのほかこの改正に伴う引用条文などの整理であることなどから、それぞれの逐条の内容や施行期日につきましては資料5の「海田町税条例の一部を改正する条例の要旨」をご参照いただき、個々の逐条説明に代えて主な改正点を資料6により説明いたしますので、資料6のご用意をお願いいたします。なお、これより後の説明は改正内容をわかりやすくするため、個人町民税と県民税をあわせた個人住民税として説

明してまいりますので、よろしくお願いいたします。また、個人町民税と県民税の税率の割合は6対4となっております。

まず、1ページの個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン特別控除の創設から説明いたします。住宅対策、生活対策の観点から、住民税からも所得税で控除し切れなかった額を控除する制度が創設されました。具体的には、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除し切れなかった額、あるいは所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額の、いずれか小さい額を個人住民税から控除することになっております。これにつきましては、所得税の住宅ローン控除の対象者であることが前提でございますが、既に平成11年から平成18年に入居されておられる方につきましては税源移譲に伴う適用がありますが、新たな特別税額控除につきましては平成21年から平成25年までに入居された方が対象になっております。住民税につきましては、この新たな制度は平成22年度分から影響することになります。現行の税源移譲に伴う住宅ローン特別控除の適用につきましては市町村への申告が必要となっておりますが、新たな住宅ローン特別控除制度につきましては申告不要の制度を導入されることになっております。また、減収に対する措置として、個人住民税の減収額につきましては減収補てん特例交付金により全額補てんされることになっており、現行の税源移譲の住宅ローン控除の補てんと同様の扱いとなっております。新たに創設する住宅ローン特別控除からの適用ということになりますが、下段に記載してありますように、現行の平成11年から平成18年までの入居の方についても同様の仕組みのもとで申告不要となっております。しかし、従来の制度につきましては今回の新たな制度との選択適用となっております。したがって、従来の制度を適用される方は従来どおり申告されれば従来の特別控除が受けられますし、申告がない場合は新たな特別控除が適用されることになります。これに伴って、従来の住宅ローン特別控除制度を受けられている方につきましては、納税通知書が届いた後に申告書が提出された場合、町長においてやむを得ない事情があると認められる場合は控除を適用することになっておりますが、この規定を削除するものでございます。

2ページをお願いいたします。この資料は、所得税における住宅ローン特別控除の改正の概要となっております。一般住宅の場合は、平成21年入居の方から平成25年に入居される方まで、10年間控除の対象となります。したがって、平成25年に入居された方は平成35年まで、住民税については平成35年度分まで控除されることになります。ま

た、認定長期優良住宅、いわゆる200年住宅の場合につきましても住民税の控除対象となっております。こちらの場合ですと、期末残高が5,000万円の1.2%が上限となるものですので、10年間で合計600万円の控除となります。

続いて、3ページをお願いします。この資料は、税源移譲に伴う税率の変動イメージですが、これが今回の住宅ローン控除限度額、つまり195万円の5%相当分で、9万7,500円が最高となるというものでございます。

次に、4ページをお願いします。上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税についてでございますが、ご案内のとおり、平成20年度改正において、平成20年末をもって軽減税率から本則税率に戻るとされておりましたが、平成21年と平成22年につきましては軽減措置として、配当であれば100万円、譲渡益であれば500万円以下の部分について引き続き10%の軽減税率が適用されることになっておりましたが、最近の急速な景気の悪化等、経済金融環境の変化というものがございまして、現行の軽減税率を延長することになっております。改正後の表にありますように、平成23年末までに係る取引については、所得税、住民税合わせて10%の軽減税率が適用されるというものでございます。したがって、平成20年度の改正につきましても適用がないまま改正されることになります。

5ページをお願いします。土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設でございます。こちらにつきましても、最近の経済状況を踏まえ、土地の需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を図るという目的から創設されております。個人が平成21年と平成22年中に取得した土地を5年を超えて保有し、譲渡益が発生した場合には1,000万円までの特別控除を適用することとなっております。例として、平成21年または平成22年中に土地を4,000万円で購入し、景気回復などにより地価が上昇し、土地を5年以上保有した後に5,000万円で売却された場合、譲渡益は、必要経費を見ておりませんが、1,000万円となりますが、特別控除1,000万円を控除すると所得はゼロとなることをお示ししております。なお、1,000万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額となっております。この特例につきましては、早くても、平成21年の取得から5年を超える保有ですから、平成26年中の所得となり、個人住民税については平成27年度課税分から影響してくるということになります。土地に関しましてはそのほか、収用とか特別土地関係などの特別控除がございしますが、そちらとの重複適用はされないことになっております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。資料の4ページなんですけれども、株式の上場に係る譲渡益と配当金が20%だったのが10%延伸するというんですか、これで海田町における税収、海田町においては税収が少なくなると思うんですけれども、そういう方というのは試算か何かされておられますか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）試算というよりは、今後配当で得られる所得に対して課税されるものですから、不明です。ですから、配当によって得られたものは平成20年度改正において総合課税とするか源泉分離課税にするかという制度が設けられました。一般的に利子と配当は源泉分離課税です。税というよりは、これは利子割交付金、配当割交付金というのが予算書の中に載っているんですが、その範疇ぐらいではないかと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）いわゆる大資産家というんですか、金持ち減税の1つだというふうに。海田町にはそれだけの株の譲渡益とか配当を得られる方はおられないというふうな、例えば過去の分であつたらわかると思うんですけれども、直接はおられないということではないんですか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）おられます。ですから、予算書にも決算にも載っておりますし、当然配当で得られた所得、今は、細かく申しますと、ここに書いてございますように、住民税は3%と書いてございます。3%で、最初の説明の中で県税と町税の割合の話をしました。町は6で県が4ですので、単純に掛けていただきますと税率が出ます。3%の6割ですから、1.8%が町分で、1.2%は県分になります。それを県に、例えば利子であれば金融機関から県の方に、配当でも同じように、特定口座というのがあるんですが、そこから県にお金が入って、それを6対4に分けられて、利子割交付金であるとか配当割交付金というふうに分けられて町に入ってくる、そういうものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それはわかるんですけれども、結局は町に入るお金が減るわけでしょう、新しくこの制度が延伸することによって。そのところをお伺いしておるんですけれども。

○総務部次長（朝倉） 現行の制度を２年間延長するとお話ししましたので、現行と変わりません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）総務部次長。

主な改正点の 1 点目は、介護納付金課税額の課税限度額の引き上げでございます。国

国民健康保険税の課税の仕組みにつきましては、ご存じのとおり、国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、介護納付金課税額、後期高齢者支援金等課税額の合算額から成っております。それらにつきましてはすべて限度額というものが設けられております。これは、医療保険制度である国民健康保険に要する費用については原則として保険税で賄うこととされております。この保険税は不均一で偶発的な保険事故に対していわゆる保険救済のために充てられるものでございますから、受益に対する負担が当然考慮されなければならない、このような見地から、国民健康保険税については応能原則と応益原則の二本立てで算定する方式がとられております。しかし、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の程度とかけ離れた保険税が賦課されることは好ましくないとの考え方から、基礎課税分、いわゆる医療分については47万円、介護納付金課税額、いわゆる介護分については9万円、後期高齢者支援金等課税額については12万円というような限度額が設けられているところでございます。この限度額につきましては、毎年厚生労働省において試算を行い、見直しをされているところでございますが、今回、介護分については現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。これは中間所得層の負担軽減を図るために値上げされるものでございます。

2ページをお願いいたします。2点目の国民健康保険税の軽減措置についてですが、国民健康保険税についてはその納税義務者とその世帯に属する被保険者の総所得金額と所得金額の合計額が軽減基準所得を超えていない場合には、政令で定める基準に従って、町で定める条例によって減額することができるという規定がございますが、本町の場合は応能・応益割合がほぼ50対50であることから、政令基準の45%から55%の範囲内であるため、2割軽減の措置を講じているところでございます。このうち2割軽減に該当する部分については、総所得金額と山林所得金額の合計額が軽減基準所得を超えない場合であっても、町長が前年からの所得の状況に著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときは軽減対象としない旨の規定がございますが、今回の改正によってこの条件を削除することとし、2割軽減については一律軽減の対象とするということで、平成21年度の課税分から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）応益・応能割が50対50ということで今説明を受けましたけれども、国保税が、昨日の私の一般質問でも言いましたが、広島県内で府中町に続いて、今、2番目

に高い。さっき次長に説明いただきましたけれども、今、介護保険で21年度は私の計算では17番目、平均しますと4,257円。23年度は高い方から13番目に、悪くなっていくんですね。4,370円。第3期の基準額でいくと県内で5番目に高くなって4,575円というように私の試算。あなた方の、前回、後期高齢者医療制度で資料を出されたその資料に基づいて私は言っているんですよ。それで、県内でも国保税が後期高齢者と介護とあわせて高くなって、前回最高が68万限度額だったんですが、今回69万になるわけですね。応益・応能の割合は確かに50対50だとしても、これでいきますと介護の分だけ9万円から10万円に引き上げるということで、私は国のそういう方針に基づいてすぐここに、広島県内でも高いのに、なぜそこに照準を合わせてすぐ出すのかどうか、なぜ出さなきゃいかんのかというのが私は非常に不思議でならんのです。広島市なんかはもう限度額を下げてやっておるんですが、この点はどう考えるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）介護保険支援ということでありましてけれども、介護の費用がたくさんかかってきていると。それと、実は今回の影響を受けるであろう世帯ですけれども、4,100余りの世帯のうちの182世帯がこの影響を受けるわけです。つまり、9万円から10万円とありますけれども、一律9万円から10万円ということではありません。例えば9万1,000円の方もおられるでしょうし、9万5,000円の方もおられるでしょう。今9万円の天井をついている世帯が182世帯でございます。その割合は、正確に申し上げますと、介護納付金を納めておられる世帯は、これは当初賦課の時点でございますが、1,919世帯。そのうち限度超過額になっておる世帯は182世帯ですので、9.48%の率で天井をついていると。医療分につきましては4,116世帯のうち93世帯、2.26%の方が限度額に達している。国が常に監視しておりますのは、おおむね5%ぐらいのところまでが適当ではないかという国の方針があるようでございます。つまり、この限度額を低く設定することによって、先ほどの説明にありましたように、一定額の保険税を確保する必要がある。そのためにどこから徴収してくるかということになるんですが、天井を高くすれば、下の税率は下がってきます。天井を低くすれば、結局痛むのは中間所得層の方が痛むことになります。なぜなら、直前の方、例えば年収で言えば5,000万の方も3,000万の方もほぼ同じ保険税を支払うことになります。したがって、今回の部分については天井を少し上げさせていただいて、超過限度額の世帯割合、先ほど言いました5%に近くなるように、国で全国の調査をされた中でこういう改正がなされ、これで足りるのならよろしい

んですけども、今の状況では法律の許される範囲で上げざるを得ない状況にあるというふうに判断しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ご説明いただきましたけれども、国保の世帯が4,086、これは私の計算ですが、さっきの答弁では4,116。介護だけがあるんですね。これが1,919という世帯で、これに上限が9万円から10万円。私の試算でいきますと、国保税が広島県内で、これは19年度ですが、1世帯当たり海田町が16万1,981円、ところが、広島県の平均を見ますと14万なんですね。1人当たりに対しましても広島県は平均が8万1,000。ところが、海田町は9万1,000円。約1万円高い。世帯で言うと約2万円高い。1万8,000円ぐらいですね。約2万円高いわけですね。ですから、収入が少なくて年金もどんどん改ざんされて目減りをする。こうした中で国保に入っている世帯は非常に収入の低い層ばかりがずっと入っておるわけですね。現役の労働者は入っていないくて、おたくらは共済に入ってやっておられるということで、非常に弱い基盤なんですね。その中で介護にいたしましたら試算割が1.2%、所得が5.0と。あと世帯で7,800と5,400が均等割、平等割というのがありますけれども、私はいろいろ法律が変わってすぐ即引き上げに、ここに当てること自体、何とかして引き下げる、こういう努力が欲しいわけです。これがなかなか見えてこないし、一般質問でも言いましたけれども、いろんな形で軽減する努力をやっぱりすべきだと思うんです。法律が変わったからといってすぐ町民にそれを賦課する。私はこの姿勢を改めてもらいたいというように思うんですが、これは部長や次長じゃ答弁が難しいと思う。町長か副町長か、そこら辺はどう、町民の軽減のために本当の自治体としての本旨を、役割を発揮してしてほしいというように思うんですが、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおり、連動することの是非ということは問われると思いますが、今回の改正につきましては、例えば下の方をつついていての改正ではございませんし、そういったような面から、このたびは連動してもいいのかなと。ただ、おっしゃるとおり、県内でも高い水準にあるのは確かでございますから、その点については検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今は介護の問題で限度額というのを出示されましたけれども、これまでに

も後期高齢者、これは昨年制度が始まったばかりですが、当時56万から、医療の分は47万、さっき説明がありました。それから、後期高齢者の分は12万、介護の分は9万で、今回10万にするという格好で、今回介護で出される。これまでも後期高齢者があるからというので、それを調整しながら部分的に出してくるんですね。今、副町長が答弁するように、今回は介護で何か中級的なそういうところに負担を押しつけるという格好でやられましたけれども、全体をやっぱり下げのような方向でなかったら全体が下がっていかんのですよ。どういう例を言えがいいんかね。職員の給料でもいいです。景気を回復させるためには国民の懐を豊かにせにゃいかんということなんです。これとあわせて、国保のそういう軽減に対しても施策を行い、そして全体を下げるためにいろんな努力をせにゃいかんということなんです。それが即法律が変わったからというのでもろにここに上げてくると、議会で認めれば町民にすぐそれが賦課にかかるわけですから、そこから辺はやっぱり町長の手腕として軽減させる、あるいは法律がこういうふうに変わりましたけれども現行のままでいくという方向が一番望ましいと私は思うんです。その努力がないから私はこうやって言いよるんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）すべて連動させるという部分で水準を上げるのはいかなものかと思いますが、もう一度繰り返しになりますが、今回は最高限度額の引き上げという部分でございますので、全体的な水準の引き上げというところにつながらないと判断しておりますので、今回の部分については国の改正と連動させるということをお願いしたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）「改正の概要」、資料9を見ますと、今回の課税限度額に対しては高所得者の方に負担をもっとしていただきましょうという上限を1万円上げたということなんですけれども、これは具体的に9万円上限額に当てはまる人の年収、総所得でもよろしいんですが、9万5,000円に対する、これにかかわる人の年収、今回10万の上限額になる方の年収は、それぞれどのくらいの年収の方が総所得の方が該当になるんでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）ご存じのとおり、国民健康保険税というのは所得割、資産割、均等割、平等割でなっています。実は所得がほとんどなくて資産をたくさん持っておられる方がおられます。その場合は天井に突き当たってしまいます。そういう関係があるので、

ある程度例えば土地・建物はどれぐらいをお持ちでという話でないと、あまりにも範囲が広くて、試算することは極めて困難で、ほとんどの天井を突き上げておられる方は所得というよりも個人の資産、土地・家屋、資産割の方で突き上げているケースが多いように見受けられます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。第27号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

国民健康保険税はあまりにも高過ぎます。年収200万円台で30万円、40万円の負担を強いられ、負担能力をはるかに超える金額になっています。このため、全国で滞納世帯は2割以上、海田町でも昨年の6月時点では3割近くの方が滞納になっております。保険税を払いたくても払えない滞納者は国保証を取り上げられ、命の危険にさらされています。病院にかかれず重症化し、死亡する事件も各地で起きています。昨年末から大企業の雇用破壊で失業者や非正規社員が国民健康保険に移行しています。また、構造改革による市場規制緩和により自営業者や農林漁業者の経営難も加速しています。国保負担の削減で国保財政が悪化し、国保加入者の貧困化で滞納者も増えています。私たち日本共産党海田支部が昨年町民に実施した町民アンケートでは、約50%の方が国保税が高いと回答されております。自民党と公明党の連立政権は国保の介護保険賦課額を9万円から10万円に限度額を引き上げ、中間層の負担を軽減すると言っていますが、数字をどう動かそうと、国民に負担を強いることには間違いありません。それにより、国保への国庫負担率を医療費の45%から38.5%に削減し、その後も事務費や保険料軽減措置などの国の財政支出を廃止・削減してきました。その結果、国民健康保険税が2倍以上にもなりました。平成19年度は広島県で1世帯当たりの国民健康保険税は平均で14万3,000円、海田町では16万1,000円です。広島県では2番目に高い保険税です。国民の命と健康を守るべき公的保険が高過ぎ、暮らしを脅かし、貧困に苦しむ人たちを医療から排除することになっております。自民党・公明党の連立政権の医療改悪を進める悪政の側に立つの

ではなく、住民の側に立つべきではないでしょうか。今、アメリカのオバマ大統領は核兵器を廃絶すると言っています。世界は軍縮の方向に向かっております。アメリカに支出する思いやり予算をはじめとする軍事費を削って命と暮らしを守れと国に対して主張すべきではないでしょうか。海田町は一体どちらの立場に立つかが問われております。よって、この27号議案に対して反対をいたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第27号議案について起立により採決を行います。お諮りします。

第27号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数です。したがって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第6、第28号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第28号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第2号）について。平成21年度海田町一般会計補正予算（第2号）は、商品券発行事業補助金に伴う商工業振興事業の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,025万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億182万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。なお、先般成立した国の補正予算に織り込んでおります経済危機対策関連事業につきましては6月下旬に追加補正予算を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）第28号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の「平成21年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。3ページから13ページにかけて職員給与費事業や臨時職員賃金等の増減を行っておりますが、これは4月1日に実施した人事異動などに伴うものでございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、それ以外の内容につきまして事業ごとにご説明いたします。3ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、広島県町村議会議長会負担金の増額に対応するため、13万円増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、介護保険特別会計の保険事業勘定の増額補正に伴い、79万7,000円増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業（その他）につきましては、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定の増額補正に伴い、5万4,000円増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。商工費の商工業振興費の商工業振興事業につきましては、広島安芸商工会海田支所が実施する商品券発行事業へ補助するため、1,100万円増額するものでございます。財源につきましては、本補正予算では全額一般財源としておりますが、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金の活用を計画しており、事業採択された場合は次の補正予算により財源振り替えを行う予定でございます。なお、この事業につきましては資料11の「商品券発行事業補助金の概要」をご参照ください。

11ページをお願いいたします。土木費の都市計画費の都市計画総務費の公共下水道繰出金事業（基準外）につきましては、公共下水道事業特別会計の増額補正に伴い、321万円増額するものでございます。次に、公園費の一般公園改修事業につきましては、畝公園拡張整備工事として105万円増額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、自己都合による退団に伴う消防団員退職報償金として136万8,000円増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。教育費の小学校費の学校管理費の小学校少人数指導推進事業につきましては、児童数が当初予算での見込みを下回り、複数教員を配置する必要がなくなったため、1,291万3,000円減額するものでございます。次に、小学校特別支援教育事業につきましては、介助を要する児童の転入に伴い、当初予算での見込みを上

回る介助員を配置する必要が生じたため、242万1,000円を増額するものでございます。次に、教育振興費の豊かな心を育てる体験活動推進事業につきましては、海田東小学校が体験活動推進校として指定を受けたため、関係事業費60万円を増額するものでございます。なお、後ほど歳入で説明いたしますが、事業費用全額が県からの委託金として交付されます。

続いて、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。地方譲与税の地方道路譲与税につきましては、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に変更されたことにより、1,068万8,000円減額するものでございます。次に、地方譲与税の地方揮発油譲与税につきましては、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に変更されたことにより、新たに1,068万8,000円増額するものでございます。

次に、県支出金の県委託金の教育費委託金につきましては、歳出でも説明いたしました豊かな心を育てる体験活動推進事業委託金として60万円増額するものでございます。次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を828万5,000円増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。諸収入の雑入の消防団退職報償金受入金につきましては、歳出でもご説明いたしました消防団員退職報償金の原資として消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金136万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第28号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億182万円とするものでございます。

以上で平成21年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず9ページ、商品券の件で。まず、いろいろ各自治体もようけやっておるということですが、その中で、NHKのニュースなんかにもあったが、そのまま換金するというのもあった。どこかの自治体では2割プレミアムというようなものをつけておったというのもあって、2割というたら大きいですね。ということなので、そのチェック体制はどうなるのかということ。特に加入商店というのか、加入業者というのか、このような人だと、換金する場合はたとえ多額というか、巨額に

なったとしても、チェックのしようがないんじゃないかというのが1つというか、2つ。

それから、特にこれはどの程度で限定というか、購入額に限定、どういうふうにしておるのか。5万円がどうかというような話も聞いたりしたんですが、いわゆる金持ちには有利で、金のない人には不利なんじゃないか、できるだけ公平に渡るようにというので何かその辺の配慮を考えておるかどうか、こういうことが1つ。

それからもう一つは、先ほど言いましたように、高額の購入者、そういうことを含めて、この対応というのが何か制限は、はっきり今5万円というようなことも言いましたが、その辺のあれはどうなっておるかということです。

もう一つ、11ページに消防団の退職報償金というのがあって、これは何名でなっておるのか。以上です。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）業者が自分でそのまま換金して手数料をもうけるという事案があるということについては承知しております。そういう点について商工会とも協議しておりますが、商工会といたしましては、そういうことがないように、役員会等で指導をするとともに、会員につきましても周知徹底していくということでございます。また、町といたしましても今後補正予算が成立した後に商工会に対して注意を喚起していきたいと考えております。

それから、商品券発行の限度額につきましては、おっしゃるとおり5万円でございます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）消防団員の退職者でございますが、2名でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の答弁で指導とかそれなりの、役員さんとは話をしておるということですが、これが非常に、私もはっきり言うて難しいと思います。ということで、どこか商品券が何がしかの商店を通ってきたんだというチェックというのか、買い物をしたという目印をつけるというか、何かその辺のことを。そうやったとしても、業者が買えば、例えば今そういう何か紳士協定みたいな言い方ですが、例えばおじいさんが行って、おばあさんが行って、お父さんが、お母さんが、息子が、娘が順番に行けば、5万円でも相当なものになる。それを午前と午後か、今日と明日と2回というふうなことになるわけです。そこらがただ単に今の紳士協定みたいなことで守れるのかどうかということ。

指導はしていきたい、注意喚起しておるということなんだが、そこら。

それと、最初に言うたように、特にそういうことで、お金を持っておる人に有利で、わしみたいな日暮らしみたいな者は非常にそういう恩恵に預かれん、こういうことになるので、売っておる場所というか、そういう商品券。例えば商工会とかということの事務所1カ所、あるいは役場のそういう産業関係の部署で1カ所で売ると2回、3回、4回かえに来てチェックすることもできるし、その何がしかで、今言うた商店をくぐってきたというのを確実に。いわゆる商工業の振興ということを考えたときに、いきなり換金したのでは何の意味もないわけだから、そのチェック体制ということで、ただ特に換金を促すというだけじゃなくして、何かそれらしき知恵。今急に言うても思い浮かばんとは思いますが、部長、特別の考えがあるなら、そこらについても一度聞かせてもらいたい。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）今後このような不正がないよう、商工会と今から検討していきたいと考えております。

それから、商品券の販売場所でございますが、広島安芸商工会海田支所事業所と海田支所の各地区ごとに事業所で販売するというので、9地区を予定しております。このように広範囲にわたって販売する場所がありますので、チェック体制も1カ所よりは働くと考えておりますが、引き続き商工会と協議して検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）ほかにございせんか。多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。畝公園の整備事業なんですけど、まずお聞かせいただきたいのが、仮設住宅撤去になっているんですね。過去のいきさつがわからんのですが、これは何の仮設じゃったんですかね。まずそれが1つ。

それから、今確か居住者がおられたと思うんですが、この居住者の方はどうされたのか。

それから、今後の利用方法。空き地になったときにここを駐車場にするのか、そういう利用方法。この3つをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）まず、仮設住宅の経緯ですけれども、これは40年代に今の町道2号線、瀬野川の右岸側ですけれども、上市・中店地区に住居がありました。川に張り出

すような住居がありまして、それを移転しようということで県の方がいろいろ働きかけていただきまして、県が今の畝公園になっております河川敷のところへ仮設住宅を建ててそちらへ移っていただくということをしていただきました。それが48年のことです。その後、48年11月に県から町がその仮設住宅ごと買収といいますか、買ったという状況です。その中に当時上市地区に住んでおられた方々が住まわれているということです。築36年ということで、仮設住宅でございますので、かなり老朽化しておるという状況です。

それから、今からどうなるかということですが、一応仮設住宅は昨年の年度当初には2棟ございまして、1棟は亡くなられて、相続される方もおられない、同居の方もおられないということで、町で撤去させていただきました。今ならしております。今回住んでおられる方も、防犯上、それから老朽化もしておるということで、出たいということで、町営住宅を一応特定入居ということでお世話させていただいて、そちらへ動いていただくということにさせていただいております。

それから、利用方法ということです。特に公園としての用途で、あそこの区域は公園で借りている部分から外れていますけれども、駐車場を含めて少し拡張するのと、消防法もございましてするので、すぐに手だてができないので、各課協議をして来年の予算等で公園の整備というのを上げていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。数点質疑させていただきます。まず3ページ、人件費関係で飛ばされたんですけれども、職員共済組合追加費用負担金、これが757万7,000円ということで、追加になった根拠を説明いただきたい。

2カ所目が、先ほどの一般公園改修事業の畝公園の整備事業でございますが、先ほどおっしゃいました、2棟あったうち1棟は町で撤去いたしましたという説明でしたが、その撤去された年月日はまずいつでしょうか。今回の105万円の予算計上ですが、この建物撤去には、金額のことがありますからあれですから、整備費と撤去で大体何対何ぐらいの割合で、前回撤去された撤去費用を加味した今回の撤去費用であるかどうかということが2番目。

3番目は12ページですけれども、先ほど小学校特別支援教育事業で、1人支援事業に転入されたということですが、何月に転入で、どこの学校に転入されたのでしょうか。3点お尋ねいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）初めに、追加費用についてご説明させていただきます。追加費用とは、昭和37年12月1日から現在の共済組合制度が施行されておりますが、それ以前に公務員であった方の長期給付に係る負担でございますが、これについて資金が不足するという事で、これ以前の組合員であった者に対する長期給付に関しまして、地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法というものがございまして、この中で、不足する長期給付分についてはそれぞれ所属団体に負担をするようにということになっておりまして、その分のものがございます。これは当初から一応予算は組んでおったんですが、この4月1日から1,000分の12ほど負担率が上がってまいりましたので、今回補正をお願いしたわけでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）畝公園の前の1棟は今年の3月30日に撤去を完了しております。それから、予算的な配分ですけれども、前回の撤去費用も踏まえまして、撤去が4、整備費が6という程度の割合で考えております。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）特別支援を要する子どもの転入学でございますけれども、お一人は海田東小学校に3月25日に転入されております。もう1名の方は海田西小学校でございますが、4月1日でございます。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）畝公園の整備工事ですけれども、1棟が平成20年3月30日撤去ということとは、この予算計上にかかわってくるわけですが、それは決算特別委員会でまたさせていただきたいと思います。

先ほどの今回の105万に対して4対6ということは、先ほど多田議員の質問で、ただ更地にただけで、来年度何かのちゃんとした整備の計上をするというふうに私は受けとめているわけですが、そういたしますと、今年度この予算が執行されまして更地になったときの暫定的な、来年度の当初できれいに直すまでの暫定的な使用方法はどのように考えられていますか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）当面、河川敷の公園と今の住居の地域がくぼんでおるので、一応整地して、落ちないように柵をしたいというふうにしております。駐車場等も、拡げる

のではなくて、当面整地をして柵をして、人が入らない、事故がないように柵をするという程度でとどめたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）さっき西山さんが言われたその上のことですけれども、小学校の少人数指導推進事業、これは廃止なのか、あるいは県の事業で振り替えなのかどうか、内容を詳しく説明願いたい。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）この分につきましては町の単独事業分でございます。つまり、県では小学校1年生、2年生につきましては、1学級平均が35人を超えた部分については「はばたき」という制度で県の制度を適用できますけれども、その上乗せで、30名を超えて35名までについては町で措置をしておりますけれども、当初見込みの中で1学級平均が30を超え35人と見込みをしたところ、それを下回ったというところもございまして、結果的には減額補正をさせていただくものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）これは町長の目玉みたいな、県内でも大竹に続いて海田町が実施するというので、私もなるほどなというように感じておったんですが、じゃ、小学校は4校全体の中でのそういう問題のバランスというんですか、それはどうなっておるんですか。私はこの事業について高く評価もし、あるいは全県に先駆けてのこういう事業であったというように思うんですけれども、もう少し、4校についてどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）4校それぞれ1年生、2年生の学級編成で30名を超えて35名までの学級に措置をします。また、3年生につきましては、これは学級平均が35を超えたところでの措置をしております。これはあくまでも各学校単位で制度適用をやっていきますので、4校の平均とかなんとかというんじゃなくて各学校単位の平均でとっております。ちなみに、現在措置しておりますのは海田小学校の1年生、海田東小学校の3年生、海田南小学校の1年生の1クラスと3年生の3クラス、合わせまして計8クラスに措置をしておるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、この1,200万の削ったところ、廃止をしたところはどこどこなのか、その方が私は理解しやすいので、言うてください。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木）それでは、当初海田西小学校の3年生が35名を超えるという予定で予算を組んでおりましたけれども、結果的には33名になりました。したがって、基準に合わないので、措置をしておりません。それと、もう一つは海田南小学校でございます。当初ここは120あるいは119ということで、ここには4名の予算を組んでおりました。ところが、5月1日の基準日の直前に121名になりましたので、4学級編成になってきます。ところが、1学級を平均しますと31人になるのが1学級、残りは30人学級になります。この31人の超えたところだけ1名措置し、残りの4名分は減額したというものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第29号議案、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第29号議案、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動等に伴う人件費の増額の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ321万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,074万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。資料13「補正予算説明書」の2ページをお開きく

ださい。歳出でございますが、総務費の一般管理費を321万円増額するものでございます。これは、人事異動によりまして給料等の増額及び共済組合の負担金の負担率が上がったことによりまして、総額321万円増額するものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、職員給与の増額に伴いまして一般会計繰入金を321万円増額いたしております。

それでは、第29号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億4,074万5,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、第30号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第30号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、老人保健医療費拠出事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ4,372万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,213万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第30号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料14の

「平成21年度補正予算説明書」によりご説明をさせていただきます。まず、歳出予算からご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。3款の後期高齢者支援金等の負担金補助及び交付金1,319万8,000円は、支援金の国の指示額の確定により予算に不足が生じるため、増額するものでございます。次に、4款の前期高齢者納付金等の負担金補助及び交付金の51万4,000円は、納付金の国の指示額の確定により予算額に不足を生じるため、増額するものでございます。次に、5款の老人保健拠出金の負担金補助及び交付金3,276万円は、平成19年度の拠出金の国の確定によりまして予算に不足が生じるため、増額するものでございます。4ページをお願いいたします。6款の介護納付金の負担金補助及び交付金274万8,000円は、第2号被保険者の介護保険の納付額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。3款の国庫支出金の国庫負担金の療養給付費等負担金の現年度分1,486万5,000円は、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金などの額が当初の見込みを上回ったことにより、負担金を増額するものでございます。次に、3款の国庫支出金の国庫補助金の財政調整交付金661万1,000円は、後期高齢者支援金、老人保健拠出金等の額が当初の見込みを上回り、交付金を増額するものでございます。次に、5款の前期高齢者交付金の前期高齢者交付金650万4,000円は、国の指示額が当初の見込みを上回るため、増額するものでございます。次に、7款の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金243万4,000円は、交付金が増えることが見込まれるため、増額するものでございます。また、保険財政共同安定化事業交付金の1,331万円も、交付金が増えることが見込まれるため、増額するものでございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、30号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,372万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,213万3,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）3ページの老人保健医療費拠出事業の拠出金3,276万で、今の説明を受けますと、平成19年度の足りない分ということですが、これは平成20年度から後期高齢者支援金に移行しておりまして、そういたしますと、平成20年度に老人医療に拠出した金

額は幾らであるかということと、なぜ21年度にわたって19年度の精算が海田町でこれだけ三千数百万という数値になったのか、もう少し詳しく説明をいただけないでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）老人保健拠出金につきましては、ここの中では精算というのはございますけれども、老人保健拠出金につきましては2年度おくれで精算することになっております。それで、平成20年度につきましては平成18年度分の老人保健を精算しております。当然平成21年度の今回の分につきましては、平成19年度の老人保健の拠出金について2年おくれで精算をするものでございます。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）19年度の額の確定でございますが、今回の精算に対しまして合計で5億136万4,630円でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それで、先ほども質疑したと思うんですが、じゃ、平成20年度に平成18年度の拠出金が確定していたと思うんですが、その金額は幾らだったんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）平成20年度に支払いました老人保健の拠出金でございますけれども、1億228万9,299円でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第31号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算に

ついてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、人事異動等に伴う人件費の増額の予算措置を行うため、保険事業勘定においては歳入歳出それぞれ398万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,332万4,000円とし、介護サービス事業勘定においては歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,156万9,000円とするものでございます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第32号議案、平成21年度海田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、平成21年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）。平成21年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う人件費を補正するもので、収益的支出を178万5,000円増額し、事業費用総額を4億2,563万3,000円とするものでございます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、発議第9号、地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第9号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、発議第10号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。これより、発議第10号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第10号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第13、発議第11号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件

の確保に関する意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）発議第11号、意見書の提出について。公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案でございます。

建設産業は、我が国の基幹産業として、今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してきたが、重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げにつながるなど、建設労働者の生活を不安定なものにしている。

このような中、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われること」が衆・参両院で附帯決議されているが、諸外国では、既に公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、国におかれては、建設業を健全に発展させ、公共工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

1、公共工事において建設労働者の適切な賃金が確保されるよう、「公契約法」の制定を検討すること。

2、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に係る附帯決議に関し、実効ある施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。よろしく願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○ 1 4 番（前田）14番、前田です。今、公契約ということで意見書も採択されたが、特段のことはないと思うんですが、特に今の提案では建設工事というか、作業そのものもすべて契約によって工事が行われていると思いますが、どのような点が主でそういう低労働賃金になっておるのかというような、そこらにどういう目的があるのか、尋ねてみたいと思います。

もう一つは、公工事をやっておるときには、いわゆる公の工事をするためには業者にはいろいろ基準があると思います。それなりの基準を満たしていない業者も相当ある、

いわゆる公共工事の受注資格がないものも相当あると思いますが、その点についてどのように考えておられるか、尋ねます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）1つは、1番目の問題ですけれども、一人親方といいますけれども、この方の労働条件が非常に請負業者の、またその下請になる関係で、賃金がたたかれたり、あるいは採算に合わない事業を無理やり引き受けるというような状況に置かれますので、こういう問題について、今日問題になっておりますワーキングプアという、これは労働者でなくていわゆる一人親方に対してもそのことにならないようにこれを改善してほしいということです。

それから、2番目の問題のご指摘のとおりでございますけれども、そういう問題が発生した場合は意見書で解決をするように、そういう基準を改善してほしいという中身の意見書でございますので、ぜひご理解をいただきたいというように思います。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。発議第11号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案に対しまして、反対の立場で討論を行います。

意見書案で言う建設労働者がどういう地位、身分を意味するか判断しかねますが、いわゆる一人親方と呼ばれる個人事業主を指すのであれば、その賃金等の労働条件は発注者との契約において個人の責任と判断で自由に決めることが正当と考えます。また、企業内労働者を指すのであれば、労働条件は労働協約その他労働関係の法律に基づき、会社側との関係において決定されるものと考えます。いずれにいたしましても、現在、公共工事におきましては競争入札を原則としており、建設労働者の賃金のみを確保するためには、その賃金部分のみを別途分離発注するしかなく、不可能なことと言わざるを得ません。建設業界の特殊性部分につきましては、建設業法等の法規により救済されるものと考えられますので、反対討論といたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。岡田議員。

○ 7 番（岡田） 7 番、岡田です。発議第11号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案に賛成の討論を行います。

景気が低迷している中、住民の税金を使う自治体が発注する公共事業などでワーキングプアが生まれないように、人間らしい労働条件を確保すべきであるし、発注をする公共機関はそれを確保する責任があります。とりわけ建設業においては元請と下請という関係で明確な賃金体系が確立されておらず、特に事業主とその家族が現場で仕事をしている場合も多いのが現実です。仕事量の変動すると、生活できる賃金の確保もできないこともあります。自治体が契約・発注をするすべての事業・施策で低賃金の労働者をつくらないために、公契約の条件に賃金などを明記すべきです。公務・公共にかかわる公共性、中立性と、安定した事業が営める公契約条例の制定を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第11号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第11号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成21年第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 2 時 0 0 分 閉会